

医療法人 喜望会
訪問看護ステーション おりーぶ
訪問看護サービス利用契約書
(医療保険)

ご利用者様氏名 様

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報について、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、健康保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問看護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の契約者や家族個人に関する情報

4. 使用する期間

契約日より契約終了日まで

年 月 日

医療法人 喜望会 訪問看護ステーション おりーぶ 殿

契約者 住 所 _____
(利用者)

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

「指定訪問看護」重要事項説明書

年 月 日現在

当事業所は、ご利用者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条及び西宮市条例に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 喜望会
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市今津水波町6番30号
代表者名	理事長 谷向 茂厚
電話番号	0798-33-0345

2. 訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	医療法人 喜望会 訪問看護ステーション おりーぶ
施設の所在地	兵庫県西宮市今津水波町6番14号
開設年月	平成28年9月1日
管理者の氏名	石橋 あい子
サービス提供実施地域	西宮市、芦屋市、尼崎市
電話番号	0798-61-1401
FAX番号	0798-61-1402

(2) 事業の目的

事業所の専門職員が、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。

(3) 事業の運営方針

利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

(4) 事業所の職員体制

職種・職務の内容	人員
(1) 管理者（※看護職員を兼務） 従業者に、この規程を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します。	常勤 1名
(2) 看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	看護師 3名以上 (うち2名以上は常勤 管理者含む) 理学療法士1名以上(常勤)
(3) 事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。	常勤 1名

(5) 事業所のサービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から土曜日 午前9時30分から午後5時15分まで (特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。)
休業日	日曜日・祝祭日・12月30日から1月3日は休み

3. サービスの利用方法

- (1) 指定訪問看護サービスの利用をご希望される場合、ご来訪又はお電話でお申し込みいただき、被保険者証の記載内容を確認させていただきます。
- (2) ご利用に関わる説明を行い、事業者と指定訪問看護サービスの契約を取り交わします。
- (3) 契約の締結後、看護職員(准看護師を除く)は、主治医から交付された指示書及び利用者やご家族のご意向などを踏まえて、訪問看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て交付します。
- (4) 看護職員が訪問看護計画に基づいて、サービスの提供をいたします。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、多面的な視点で関わることを目的に、ローテーション制を採用し、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① ご契約者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受② ご契約者の家族等に対するサービスの提供③ 飲酒及び喫煙④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(6) 身分証明書の携行

専門職員は、常に身分証明書を携行し、利用者又はその家族などから提示を求められた時は、いつでも提示します。

(7) 記録の保管

- ① 事業者は、職員ならびに設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪

問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。

② 利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧及び写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

(8) 事故発生時における対応方法

利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生したときは、主治医、保険者およびご家族へ連絡を行います。又、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

5. 指定訪問看護サービスの主な内容

- (1) 訪問看護計画書の作成および訪問看護報告書の作成
- (2) 病状及び心身の状況の観察
- (3) 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事、排泄及びその他日常生活の世話
- (5) 褥瘡予防及び処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活及び介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

6. 指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

(1) 利用料

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「指定訪問看護サービス利用料について」のとおりです。

(2) キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日（その日が日曜日、祝日、12月30日～1月3日にあたる日はその前日）の午後5時までに事業所にお申し出下さいませ。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。但し、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

前日午後5時までに申し出があった場合	無料
前日午後5時までに申し出がなかった場合	キャンセル料
当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	当日予定の訪問サービス料/回

(4) 料金の請求及びお支払方法

利用料・その他費用の請求方法	毎月15日前後の訪問日までに当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。送付をご希望の場合、別途料金を請求いたします。
お支払い方法	ゆうちょ銀行口座より自動払込 毎月25日(非営業日の場合は翌営業日) 谷向病院の会計窓口でのお支払い 会計受付時間 月曜日～土曜日 9:00～16:00 銀行振込によるお支払い お振込先 三井住友銀行西宮支店 普通預金 口座番号2578594 <small>イリョウホウジン キボウカイ タニムカイビョウイン</small> 口座名義 医療法人 喜望会 谷向病院 *お振込手数料は、利用者様のご負担にてお願いいたします。
領収書の発行	銀行へお振込の場合は、用紙を領収書の控えとします。 正式な領収書が必要な場合は会計窓口までお越し下さいませ。

(5) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます

す。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者にお申し出下さいませ。

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	名 称	医療法人喜望会 谷向病院
	院 長 名	谷向 茂厚
	所 在 地	兵庫県西宮市今津水波町6番30号
	電 話 番 号	0798-33-0345
	診 療 科	内科・呼吸器科・外科・整形外科・循環器科・皮膚科・麻酔科
	入 院 設 備	有
利用者様の主治医	名 称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊 急 連 絡 先	氏 名 (続柄)	()
	電 話 番 号	

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐 待 防 止 に 関 す る 責 任 者	管 理 者 ・ 石 橋 あ い 子
-----------------------	-------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 虐待防止に関する指針のもと解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 身体拘束等の禁止について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さいませ。速やかに対応いたします。又、各市区町村や国民健康保険団体連合会（西宮市、兵庫県国民健康保険団体連合会）等にも相談窓口があります。

苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

医療法人 喜望会 訪問看護ステーション おりーぶ	担当者 石橋 あい子 (月曜日～金曜日) 午前 9:00～午後 5:00 TEL 0798-61-1401 FAX 0798-61-1402
西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課	(月曜日～金曜日) 午前 9:00～午後 5:00 TEL 0798-35-3082 FAX 0798-34-5465
兵庫県国民健康保険団体連合会 苦情窓口	(月曜日～金曜日) 午前 8:45～午後 5:00 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650

12. ハラスメント防止について

事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から職員に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ

13. 感染症対策・衛生管理等及び業務継続に向けた取り組み

事業者は、個人の健康管理に努め、次に掲げるとおり感染症等の予防、蔓延の防止のための対策を講じ、非常災害発生時のサービスの継続実施、早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じます。

- (1) 定期的な会議の開催、研修及び訓練の実施や指針の整備
- (2) 事業所の備品の衛生的管理
- (3) 個人の健康管理

14. 異常気象時・災害時の営業について

事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保できないと判断した場合には訪問業務を見合わせる事があります。また、災害発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所在地 兵庫県西宮市今津水波町6番14号
事業所 医療法人 喜望会 訪問看護ステーション おりーぶ
氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

上記代理人 住 所 _____
(代理人を選定した場合)
氏 名 _____ 印

尚、重要事項説明書の内容に変更があった際は、ご契約者に通知し説明の上、変更後の内容について同意を得ます。

(別紙1)

指定訪問看護サービス利用料について

1. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、ア 訪問看護基本療養費、イ 訪問看護管理療養費、ウ 訪問看護情報提供療養費、加算の合計額になります。

ア 訪問看護基本療養費（1日につき）

（単位：円/回）

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
ア 基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ） のイ※1	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） のイ※2	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）のハ ※3	12,850	1,285	2,570	3,855	
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※4	8,500	850	1,700	2,550		
加算 （適応時）	難病等複数回訪問加算 ※5	1日2回	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	緊急訪問看護加算 ※6	月14日目まで	2,650	265	530	795
		月15日目以降	2,000	200	400	600
	長時間訪問看護加算 ※7	5,200	520	1,040	1,560	
	複数名訪問看護加算 ※8	他の看護師	4,500	450	900	1,350
		他の看護補助者 (1日に3回以上)	3,000 (10,000)	300 (1,000)	600 (2,000)	900 (3,000)
	夜間・早朝訪問看護加算 ※9	2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算 ※10	4,200	420	840	1,260		

※1 訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、看護師、理学療法士等がサービスを提供した場合の基本療養費

※2 同一建物に居住する2人の利用者へ同一日に訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、看護師、理学療法士等がサービスを提供した場合の療養費

※3 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師がサービスを提供した場合(月1回限り)

※4 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合(入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り)

※5 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合

※6 厚生労働大臣が定める施設基準を満たした主治医の指示により計画外のサービス提供を行った場合

※7 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合

※8 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員等とサービスの提供を行う場合

※9 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合

※10 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービスの提供を行う場合

イ 訪問看護管理療養費（1日につき）

ウ 訪問看護情報提供療養費

(単位：円/回)

項目	利用料	自己負担額の目安			
		1割	2割	3割	
イ 訪問看護管理療養費 訪問月 初日	7,710	771	1,542	2,313	
訪問看護管理療養費 2日目以降	3,010	301	602	903	
加算 (適応時)	24時間対応体制加算(月1回)	6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算(月1回)	5,000	500	1,000	1,500
		2,500	250	500	750
	退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600
	退院支援指導加算(1回のみ) (長時間)	6,000	600	1,200	1,800
		8,400	840	1,680	2,520
	看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750
	在宅患者連携指導加算(月1回まで)	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000	200	400	600
ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000	7,500	
訪問看護物価対応料 訪問月 初日	60	6	12	18	
訪問看護物価対応料 2日目以降	20	2	4	6	
訪問看護ベースアップ評価料(I)(月1回)	1,830	183	366	549	
ウ 訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500	150	300	450	

2. その他の費用等について

(1) 保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

項目	内容	料金(税込)
死後の処置料	ご依頼により死後の処置を行った場合	11,000 円
キャンセル料 ※1	訪問時にご不在だった場合	当日予定の訪問サービス料
その他の利用料	営業日以外にご利用の場合	2,500 円

※1 利用者に体調不良などの正当な理由がある場合は、ご請求いたしません。

(2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。

(3) 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

令和8年6月1日改定